



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成23年6月10日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき都市計画道路世田谷町田線道路整備事業（片平・上麻生工区）に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 阿部 孝夫
	指定開発行為の名称	都市計画道路世田谷町田線道路整備事業（片平・上麻生工区）
	指定開発行為の種類	道路の新設又は車線の増設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区古沢～上麻生六丁目
	指定開発行為の目的	車線の増設
	指定開発行為の内容	計画区間：起点：川崎市麻生区古沢（麻生警察署前交差点） 終点：川崎市麻生区上麻生字白根（東京都界） 延長：約2,070m 計画幅員：20m 車線数：4車線（片側2車線）
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成24年度 完了予定：平成29年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成23年6月10日（金）～平成23年7月25日（月） 時間：午前8時30分から午後5時まで （土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。ただし、麻生区役所では第2・4土曜日の午前中も縦覧を行います。また、鶴川市民センターでは土曜日、日曜日を含め午前8時30分から午後10時まで縦覧を行います。ただし、第3月曜日は午前8時30分から午後5時まで縦覧を行います。） 上記期間中、本市ホームページにて標記準備書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
	縦覧場所	川崎市：麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室） 町田市：鶴川市民センター及び環境資源部環境保全課（境川クリーンセンター）
	意見書の提出	・縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成23年7月25日（月） （郵送の場合は、平成23年7月25日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156